

## 西脇市中小企業者等支援事業審査会条例

(設置)

第1条 西脇市内で事業を営む又は営もうとする中小企業者等への支援措置の公平かつ適正な実施を図るため、西脇市中小企業者等支援事業審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 中小企業者等(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者その他市長が支援の必要があると認める者をいう。)への支援の審査及び支援制度に関すること。
- (2) その他産業振興の支援措置に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第6条 審査会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数の者の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、産業振興担当部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年西脇市条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

技能功労者審査会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額
------------	----	-------	---------------

を

」

「

技能功労者審査会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額
中小企業者等支援事業審査会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額

に

」

改める。